



紹介状をお持ちでない方の 初診・再診に係る特別料金について

令和2年8月5日
徳島県立三好病院長

- 国の令和2年度診療報酬制度改定により、当院では、紹介状なしに外来を受診した患者さんから、**通常の初診料・再診料（外来診療料）のほかに、「特別料金」**を徴収することが義務づけられました。
- 対象となる患者さんには、**令和2年10月1日から**、特別料金を**全額自己負担**でお支払いいただくこととなります。
- 当院の外来受診を希望される方は、まずは、**お近くのかかりつけ医を受診してください。**

「特別料金の内容」

・ 紹介状なしで初診を受けられる方 (特別初診料)	5,500円 (消費税10%を含む)
・ 他の医療機関を紹介したにもかかわらず、 ご自身の選択により当院を再度受診される方 (特別再診料)	2,750円 (消費税10%を含む)

【特別料金の徴収対象外となる場合】

- ◎「緊急その他やむを得ない事情」がある場合
 - ①救急車による来院
 - ②外来受診後に即日入院した場合
 - ③国の公費負担医療制度・地方単独の公費負担医療制度(特定の障がい・疾病等に着目したもの)の受給対象者
 - ④HIV感染者
 - ⑤労災・公務災害対象者(当該所管機関へ請求)
 - ⑥生活保護による医療扶助対象者
 - ⑦当院で他の診療科を受診している場合
 - ⑧医師の指示により3カ月を超える期間後の診察となった場合

※「子どもはぐくみ医療費助成制度」の対象となる方についても、紹介状をお持ちでない場合には、特別料金を御負担いただくこととなります。